

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市有料公園施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第106号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、有料公園施設使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 前項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が有料公園施設を使用しようとするときは、職員に当該許可書を提示し、その指示を受けるものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第4条第2項の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 西条市がアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 全額
- (2) 西条市が他の団体と共催してアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、有料公園施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第5条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、有料公園施設使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属施設、備品等を損傷しないこと。
- (2) 有料公園施設の清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 有料公園施設の秩序及び風紀を乱さないこと。
- (4) 有料公園施設で物品の販売等をしないこと。ただし、別に許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示すること。

(入場及び使用の禁止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、有料公園施設への入場又は使用を禁止することができる。

- (1) 泥酔者及び他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(原状回復後の点検)

第8条 使用者は、条例第11条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けるものとする。

(読替規定)

第9条 条例第8条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条第2項、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び前条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、及び第5条中「様式第4号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市有料公園施設設置及び管理条例施行規則(平成16年西条市教育委員会規則第42号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

有料公園施設使用許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
T E L —
団体名

次のとおり有料公園施設の使用を申請します。

公 園 名			
施 設 名			
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	時間	
使 用 目 的	練習、 練習試合、 大会、 その他()		
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無		
使 用 者 及 び 人 員	一般・学生、 小・中学生 人	市内、市外	
グランドゴルフ使用者	個人(一般・高校生以下)、団体(人)、年間利用者(一般・高校生以下)		
夜 間 照 明 使 用 時 間	時 分から 時 分まで	時間	
テ ン ト 使 用	10人用 張り 6人用 張り		
ゴ ー カ ー ト	時 分から 時 分まで (台)		
グランドゴルフ用具使用	セット		
※ 使 用 料	円		

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

有料公園施設使用許可書

許可番号 第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名
T E L ー
団体名

西 条 市 長 印

次のとおり有料公園施設の使用を許可します。

公 園 名			
施 設 名			
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで	時間	
使 用 目 的	練習、 練習試合、 大会、 その他()		
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無		
使 用 者 及 び 人 員	一般・学生、 小・中学生 人	市内、市外	
グランドゴルフ使用者	個人(一般・高校生以下)、団体(人)、年間利用者(一般・高校生以下)		
夜 間 照 明 使 用 時 間	時 分から 時 分まで	時間	
テ ン ト 使 用	10人用 張り 6人用 張り		
ゴ ー カ ー ト	時 分から 時 分まで (台)		
グランドゴルフ用具使用	セット		
※ 使 用 料	円		
許 可 条 件	1 西条市有料公園施設設置及び管理条例、同条例施行規則の諸規定を厳守すること。 2 使用後は、原状に復すること。 3 他人に使用权を譲渡しないこと。		

様式第3号(第4条関係)

有料公園施設使用料減免申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
T E L
職 業

印

西条市有料公園施設設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり
有料公園施設使用料の減免を受けたいので申請します。

有 料 公 園 施 設 名	
許可を受けた年月日	年 月 日
及 び 許 可 番 号	第 号
許 可 内 容	
減額(免除)を受ける理由及び金額	円
既納の有料公園施設使用料	円
その他必要な事項	
備考	

様式第4号(第5条関係)

有料公園施設使用料還付申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
T E L
職 業

印

西条市有料公園施設設置及び管理条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり有料公園施設使用料の還付を受けたいので申請します。

有 料 公 園 施 設 名	
許可を受けた年月日	年 月 日
及 び 許 可 番 号	第 号
許 可 内 容	
既納の有料公園施設使用料及び還付を請求する理由及び金額	円
その他必要な事項	
備考	